

問い合わせ先	
担当課 建築都市局 住宅部 住宅改良課	担当課 建築都市局 住宅部 住宅管理課
直 通 072-228-8113	直 通 072-228-8343
内 線 5730	内 線 5720
F A X 072-228-8034	F A X 072-228-8034

解雇等により住居の退去を余儀なくされる方へ市営住宅の提供を行います

～新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に対する堺市の対応について～

堺市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による雇用先からの解雇等に伴い、住戸の退去を余儀なくされる方々を対象に、市営住宅の空き住戸の提供を下記のとおり行います。

記

- ・提供戸数：9戸（いずれも堺区内。内、3DKの5戸は即時入居可能。）
- ・入居資格：堺市内に住所又は解雇前・予定の勤務先があり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方
- ・使用期間：入居日から1年間（経済状況等により更新可。）
- ・使用料：2DKの住戸は4,000円／月、3DKの住戸は8,000円／月
- ・保証金：免除
- ・受付期間：令和2年4月30日（木）から令和2年5月15日（金）まで
※募集期間終了後、提供住戸に空きがある場合は随時募集（先着順）を実施予定。
- ・受付窓口：住宅管理課又は住宅改良課（堺市堺区南瓦町3番1号 高層館14階）
直通：072 - 228 - 8343（住宅管理課）
072 - 228 - 8113（住宅改良課）
時間：午前9時～午後5時30分（平日のみ）
- ・受付方法：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、受付窓口にお電話でご相談いただいた後、来庁日時及び必要書類等をご案内したうえで、ご来庁いただきます。
※申請様式や申請手順など、詳しくは4月30日公開の堺市ホームページをご覧ください。
- ・入居者の決定：応募者多数の場合は抽選